

平成十七年一月二十一日提出
質 問 第 六 号

施設、学校等における障害者（児）虐待防止に関する質問主意書

提出者 中根康浩

施設、学校等における障害者（児）虐待防止に関する質問主意書

障害者（児）の人権や尊厳を著しく侵害する虐待事件の発生が後を絶たない。教育、訓練、療育などの名目のもとになされる虐待行為は最も卑劣である。弱い立場におかれた障害者（児）本人やその家族は、虐待されていることを自ら訴えることや告発することも困難な状況であることが多い。

従って、次の事項について質問する。

障害者（児）虐待の発見と法的対処について

- (1) 虐待の噂や内部通報などがあつた場合、障害者（児）に対する虐待が行われている疑いのある施設や学校等に対して、現行法で強制的に立入り調査などを行うことが可能か否か政府の見解を答弁されたい。また、現行法で内部通報者を保護する規定は、障害者（児）虐待についてどのようなようになされているかあわせて答弁されたい。

- (2) 政府として直ちに全国的規模において、施設や学校における障害者（児）虐待の実態調査を行うべきと考えるが、見解を答弁されたい。その際には、単なる書面によるアンケート調査のようなものではなく、立入り調査などを行うことを含めていくべきと考えるが、あわせて見解を答弁されたい。

(3) 障害者(児)虐待を防止するために、現行法で十分対応可能と考えるか、あるいは現行法では防止は困難と考えるか、政府の見解を答弁されたい。現行法で障害者(児)虐待防止が十分でないとする場合、新たな法整備を行う考えはあるのか、について答弁されたい。また、法整備以前に直ちに虐待防止に有効な「通知」等を発するべきと考えるが、政府の見解をあわせて答弁されたい。

右質問する。